

鎌倉市テニス協会会則

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は鎌倉市テニス協会と称する。

第2条 (事務所)

本協会は、事務所を鎌倉市内におく。

第3条 (目的)

本協会は鎌倉市に於けるテニスの普及、発展並びに技能の向上を図り、テニスを通し市民の体力向上、精神の修養並びに相互の親睦に努め、以って社会体育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本協会は次の事業を行う。

1. 本協会主催の各種大会。
2. 鎌倉市及び鎌倉市体育協会主催行事に対する主管、協力。
3. 鎌倉市に關係する日本テニス協会、関東テニス協会、神奈川県テニス協会等主催行事に対する主管、共催、協力及び、選手、役員等の派遣。
4. 本協会加盟団体の要請により、理事会の決議を経て、その加盟団体主催行事に対する後援、公認及び協力。
5. 鎌倉市内に於けるテニスの普及、振興を目的とする指導もしくは指導者の派遣。
6. その他前条の目的に有効且つ有益な事業。

第5条 (加盟団体)

本協会は次に定める加盟団体を以って組織し運営する。

1. 鎌倉市内に所在する事業所の職員により構成されたテニス団体。
2. 鎌倉市内に所在するテニスクラブ。
3. 鎌倉市民によって構成されたテニス同好会。
4. 鎌倉市内に所在するテニススクール。

第6条 (入会及び退会)

1. 本協会に入会を希望する団体は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本協会を退会する団体は、退会届を提出することを要する。

第7条 (会員状況の提出)

本協会の加盟団体は本協会に対し、毎年会員数及び所有コートの明細を提出し、本協会から依頼があった場合には、会員名簿を速やかに提出しなければならない。

第8条 (年会費)

加盟団体は会員数及びコート面数に応じた年会費を納入しなければならない。

年会費は理事会に於いて定め総会の承認を得て決定する。一度納入された年会費は理由の如何を問わず返金しないものとする。

第9条 (除名処分)

加盟団体が本会則に違反し、又は本協会の名誉を著しく傷付ける行為があった時は、総会の決議により除名又は処分することがある。

第10条 (上部団体)

本協会は鎌倉市のテニス統括団体として、鎌倉市体育協会及び神奈川県テニス協会に加盟する。

第二章 役員

第11条 (役員及び数)

本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名以内
3. 理事長 1 名
4. 副理事長 3 名以内
5. 理事若干名
6. 評議員に関しては第14条に定める。
7. 監事 2 名
8. その他に応じて、名誉会長、顧問、参与等を置くことができる。

第12条 (役員 of 義務)

1. 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事長は理事会を主宰し、会務を執行すると共に会長、副会長事故ある時はその職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
5. 理事は総会及び理事会の決議に従い、本協会の会務を処理する。
6. 評議員は総会に出席し、本協会の重要事項につき承認または決議決定をする。
7. 監事は本協会の会務、会計を監事する。

第13条 (役員 of 選出)

1. 会長は理事会が候補者を推薦し、総会が推挙する。
2. 副会長は会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 理事長並びに副理事長は理事の互選により選出し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 理事は加盟団体中より会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
5. 監事は総会に於いて会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
6. 名誉会長、顧問、参与等は必要に応じて、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第14条 (評議員 of 選出)

評議員は第5条の各加盟団体が其々選出し、会長が任命する。各加盟団体が選任する評議員の数は会員数に応じ1～3名を定めるものとし、その数の定め方は理事会で決議し、総会の承認を経て決定する。

第 15 条 (役員任期)

1. 役員任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。
2. 補欠又は増員による役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了の場合に於いても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三章 機関

第 16 条 (機関)

本協会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 事業運営委員会

第 17 条 (総会)

1. 総会は本協会の最高決議機関であって第 11 条の役員によって構成する。
2. 但し第 11 条 8 の規定により選出された名誉会長、顧問、参与等には議決権はないものとする。
3. 総会は会長が招集し、毎年一回定期に開催する。但し必要に応じ、臨時にこれを開くことができる。
4. 総会は構成員の二分の一以上の出席を以って成立する。但し出席は委任を以って替えることができる。
5. 総会の議長は会長又は会長の指名したものがこれに当たり、議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、会則を改廃しようとするときは、出席者の三分の二以上の同意を要する。

第 18 条 (総会の決議事項)

次の事項は総会の承認又は決議を経なければならない。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. 会則改正に関する事項
4. その他の本協会業務に関する重要な事項

第 19 条 (臨時総会)

臨時総会は加盟団体の三分の二以上の要請があったとき又は会長が必要と認めるとき随時これを開催する。

第 20 条 (理事会)

1. 理事会は本協会事業の企画及び執行機関であって、会長、副会長及び理事を以って構成する。
2. 理事会は理事長が招集し、議長は理事長がこれに当たる。
3. 理事会は構成員の二分の一以上の出席を以って成立し、議事は出席理事の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。但し出席は委任を以って替えることができる。

4. 監事は理事会に出席して意見を述べるができるが、票決に加わることはできない。
5. 名誉会長、顧問及び参与は理事会への出席依頼された場合には当該する理事会に出席し、意見を述べるができる。

第 21 条 (事業運営委員会)

1. 理事会は、本協会の事業を行うに当たり、必要と認めた場合、各事業毎に事業運営委員会を設置することができる。
2. 事業運営委員会は、理事会の定めるところにより各事業の運営・処理をする。
3. 事業運営委員会として、下記の 4 委員会を設置する。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 実業団委員会
 - (ハ) 競技委員会
 - (ニ) 普及指導委員会
4. 事業運営委員会は、委員長、副委員長並びに委員を以って構成する。委員長並びに副委員長の任命は、理事の中から理事長が推挙し、理事会の承認を得るものとする。
5. 委員の任命は委員長が推挙し、理事会の承認を得るものとする。又その任期は、本会則 15 条 (役員の任期) に準拠する。

第四章 会計

第 22 条 (会費)

本協会の会費は下記にかかげるものを以って支弁する。

1. 加盟団体の年会費
2. 各種補助金又は助成金
3. 一般寄付金
4. 大会・講習会その他

第 23 条 (事業会計年度)

本協会の事業及び会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第五章 補則

第 24 条

この会則の施行に当たり必要な事項は細則で定めるものとする。

前項の細則は理事会で定めるものとする。

- 細則 1 項 大会時のコート使用料
- 細則 2 項 役員・委員の交通費及び日当規定
- 細則 3 項 特別基金の設立
- 細則 4 項 慶弔に関する内規
- 細則 5 項 規約違反に関する内規
- 細則 6 項 世界に羽ばたくジュニア選手に対する支援に関する内規

第 25 条

この会則は平成 3 年 5 月 25 日から施行する。

<年会費の規定>

(1) 会員数割	(1 月 1 日現在の会員数)	
	50 名以下	15,000 円
	51 名～100 名	17,000 円
	101 名～200 名	20,000 円
	201 名～300 名	23,000 円
	301 名～400 名	26,000 円
	401 名～500 名	29,000 円
	501 名～700 名	33,000 円
	701 名以上	35,000 円
(2) コート面数割	(1 月 1 日現在のコート面数)	
	コート 1 面につき	1,000 円
年会費	(1) と (2) の合計額	(納期限 6 月末日)

<評議員の選出数の規定>

- 会員数 300 名未満の加盟団体 1 名
- 会員数 300 名以上 500 名未満の加盟団体 2 名
- 会員数 500 名以上の加盟団体 3 名

細 則

【細則 1 項】 大会時のコート使用料

～大会時のコート使用料について～

2008 年 12 月 7 日開催の理事会において標記の件につき下記の通り内規として取り決めた。

- | | |
|----------------------|---|
| 1) 実施時期 | 2009 年 4 月より |
| 2) コート使用料 | 1,000 円／1 面 但し半日でも同一料金 |
| 3) 対象の大会 | 鎌倉市民大会・クラブ対抗戦予選会 |
| 4) 鎌倉トーナメント
及び熊谷杯 | この大会について本内規は該当しない。
但し三菱コート借用時は内規通りとし使用料を支払う。 |
| 5) シングルス大会 | すでに本内規通りで三菱・東レへ使用料を支払っている。 |

(以上)

【細則 2 項】 役員・委員の交通費及び日当規定

～鎌倉市テニス協会役員、委員の交通費及び日当規程～

鎌倉市テニス協会及び関係団体の行事に出席する場合は下記の様に旅費・交通費・日当等を支給する。

1. 総会・理事会・委員会に出席する場合
*交通費・日当として 1,000 円を支給する。食事代は支給しない。
2. 大会要項会議・ドロー会議等に出席する場合
*交通費・日当として 1,000 円を支給する。又必要に応じて食事を支給する。
但し各大会の予算から交通費・日当等が支給される場合上記は該当しない。
3. 鎌倉市代表として大会等に参加・出席する場合
*県内開催の場合、交通費・日当・食事代として 5,000 円を限度として支給。
*県外（関東及び全国）開催の場合はその都度、理事会にて決定する。
4. 鎌倉市役所、市体育協会、市営コート、加盟団体コートへ行く場合
*交通費として 1,000 円支給する。

付則：この規程は 2010 年 4 月 1 日から実施する。

2010 年 2 月 27 日理事会にて審議し決定した。

(以上)

【細則 3 項】 特別基金の設立

—特別基金の設立—

2023 年 3 月 11 日改訂

2012 年 2 月 25 日開催の理事会において標記につき下記の通り決定され、内規として取り決められた。

1. 当協会創立記念事業費及び全日本都市対抗出場準備金として「特別基金口座」を設ける。
(追) 2022 年 12 月 3 日開催の理事会において以下を決定した。
上記に定める特別基金口座の用途項目に「世界に羽ばたくジュニア選手に対する支援金」を追加する。
2. 「市民テニス大会口座」及び「親子テニス教室口座」は廃止する。
3. 通常使用する費用は従来の「テニス協会口座」をそのまま使用する。
4. 「特別基金口座」の金額は 1,800,000 円とし 1 項の費用のみに使用する。
5. 実施は 2012 年度に行うものとする。
6. 2011 年 12 月 31 日の繰越金は 2,414,781 円で毎年繰越金の形で繰り越されてきた。
金額が高額になってきた事もあり通常使用する費用を除いた 1,800,000 円を特別基金とする。
7. 今後繰越金が多くなってきた場合は理事会に諮り特別基金へ繰り入れる。
8. 本協会の創立 40 周年は 2016 年、50 周年は 2026 年、創立は 1976 年。

以上

【細則 4 項】 慶弔に関する内規

鎌倉市テニス協会「慶弔」に関する内規

2012 年 9 月 1 日

鎌倉市テニス協会総務委員会

慶弔に関する規定を下記の様に定め総務委員会の内規として運用する。

<慶事>

市テニス協会加盟団体、県テニス協会関係等で祝賀会等の招待状が市協会宛に来た場合には会長・副会長・理事長が相談し、その都度取り決めるものとする。

なお、祝賀会とは創立記念祝賀会、叙勲・褒章受章記念祝賀会等を云う。

<弔事>

1. 鎌倉市テニス協会役員：協会会長名で供花 1 籠を供える。香典 1 万円を用意し会長（副会長又は理事長）が弔問する。

2. 鎌倉市テニス協会加盟団体代表者：協会会長名で供花 1 籠を供える（香典はなし）。会

長（副会長又は理事長）が弔問する。

3. 神奈川県テニス協会役員及び県加盟協会役員：会長・副会長・理事長で相談し、その都度取り決めるものとする。
4. 上記以外で鎌倉市テニス協会に関係あるものについては会長・副会長・理事長で相談し、その都度取り決めるものとする。

以上

【細則 5 項】 規約違反に関する内規

規約違反に対する内規

2013 年 12 月 5 日

鎌倉市テニス協会競技委員会

鎌倉市テニス協会が拘わる大会で大会申込書記載事項に事実と異なる記載が判明した場合の対応・処分・通告・告知につき下記の通りとする。

1. 対応

- 1) 友人・知人への聞き取り調査を行う。
- 2) 対象者や対象者所属団体・関係団体への確認を行う。
- 3) 異なる記載内容（住所・所属・生年月日等）が判明した時点で失格を伝える。
- 4) 対応は幹事クラブの担当者が行い、事実が判明した時点で市協会の競技委員会へ連絡する。

2. 処分

- 1) 具体的な最終処分内容は市テニス協会競技委員会で決定する。
- 2) 出場停止は原則 1 年とする。但しそれ以上の期間とする場合はその都度協議する 3) 出場停止する大会は当該大会だけでなく市テニス協会が拘わる大会を全て含む。
- 4) ダブルスの場合はパートナーもペナルティーの対象とする。
- 5) 団体戦の場合は所属団体もペナルティーの対象とする。

3. 通告

処分内容は会長・競技委員長連名の書面で処分対象者及び関係所属団体へ通告する。

4. 告知

処分が決定し通告が終了した時点で「失格処分の報告」として協会 HP へ告知する。

<上記内容は 2013 年 11 月 30 日第 3 回理事会で審議・決定し内規とする>

【細則6項】 世界に羽ばたくジュニア選手に対する支援に関する内規

世界に羽ばたくジュニア選手に対する支援に関する内規

2023年3月11日

鎌倉市テニス協会

鎌倉からの世界へ挑戦し活躍をする選手に対し、テニス協会としての支援を行う際の手続きに関する規則を内規として定める。

1. 支援の内容

1) 支援額

・10万円/年

2) 支援時期

・支援審査終了後（総会での決定終了後）

3) 支援期間

・最大で3年間（最大3度の支援）

2. 審査

1) 審査基準

以下の基準をクリアした世界に挑戦しているジュニア選手

- ・ジュニア選手（18歳になった年までのジュニア登録選手）
- ・海外のグレード3（J100）以上のジュニア大会への3大会以上出場
- ・鎌倉在住・在学・在勤・在クラブ

2) 審査対象期間

・前年3月～当年2月までの実績。3月での総会にて決定する

3) 審査方法

・理事会での推薦を受けて、総会にて過半数の賛成をもって決定する。

3. 会計処理

・特別基金からの出金とする

<上記内容は2023年3月11日総会で審議・決定し内規とする>

改 定 履 歴	
日 付	改 定 内 容
04-03-31	第 21 条（事業運営委員会）改定
08-03-22	第 4 条 3 項 鎌倉市に関する→鎌倉市に係る
08-03-22	第 21 条 3 項 3 委員会→4 委員会 （二）を追加
10-03-20	第 24 条細則 1 項 役員・委員の交通費及び日当規程を制定
11-03-12	第 21 条 3 項（イ）広報委員会の廃止と（イ）総務委員会の設置
11-03-27	第 21 条 5 項 委員の任命に関し明文化
12-02-25	第 24 条細則 3 項 特別基金の設立に関する内規制定
12-09-01	第 24 条細則 4 項 慶弔に関する内規制定
13-11-30	第 24 条細則 5 項 規約違反に対する内規制定
23-3-11	第 24 条細則 3 項 特別基金の設立に関する内規に、世界に羽ばたくジュニア選手への支援事項を追記 第 24 条細則 6 項 世界に羽ばたくジュニア選手に対する支援に関する内規を制定
24-3-9	<p>文言の修正 ・第 3 条 発達→発展 ・第 4 条 各種目大会→各種大会 ・第 8 条 返戻しない→返金しない ・第 11 条 6.評議員別に定める→6.評議員に関しては第 14 条に定める ・第 22 条 4.競技会その他→大会・講習会その他</p> <p>第 5 条（加盟団体）に、4.鎌倉市内に所在するテニススクール を追記した。 第 6 条（入会及び退会）会員名簿の提出を削除した。 第 7 条（会員名簿の提出）について、会員名簿の提出は不要とし、会員数及び所有コート の明細の提出が必要であるとした。 細則として各種内規を追記した。</p>